

小学校における「特別の教科 道徳」の 教科書採択実態の傾向比較 —2度の教科書採択から見える採択「教科書」の変更に着目して—

田中真秀*¹ 佐久間邦友*² 藤井瞳*³

要 約

本論文の目的は、2018（平成30）年度から小学校において本格実施された「特別の教科 道徳」における教科書採択について、各自治体の教科書採択の実態に着目して、教科書選択の傾向を具体的に検証することで「特別の教科 道徳」の教科書採択における今後の可能性を示すものである。調査方法は、各県において選定された教科書会社の比較と傾向分析（分類）である。本論文では2点のリサーチクエスチョンを示した。1点目は、現状の小学校「特別の教科 道徳」における教科書採択の実態は、前回の採択した教科書出版会社を変更するの可否か。2点目は、RQ1で教科書採択の変更を行っている自治体は、道徳の指導について何らかの課題や目的を抱えているか否か。ここでの仮説としては、自治体として道徳教育に対する何らかの問題点があることから、教科書を変更するに至ったのではないか。これらのリサーチクエスチョンを明らかにすることで、日本全体での小学校における「道徳」の展望を示した。結果、RQ1では、出版会社を変更している自治体があった。RQ2は、各自治体の道徳の問題点や重点的にやりたい指導等を含めて変更を行っていた。

1. 研究の背景と目的

本論文の目的は、2018（平成30）年度から小学校において本格実施された「特別の教科 道徳」における教科書採択について、各自治体の教科書採択の実態に着目して、教科書選択の傾向を具体的に検証することで「特別の教科 道徳」の教科書採択における今後の可能性を示すものである。

教科書採択は、公立の義務教育諸学校の場合は設置主体である市町村教育委員会（都道府県立は都道府県）に権限がある。適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっている。そのため、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者、学識経験者等から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し意見を聴くこととなっている。都道府県教育委員会は、審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し採択

権者に送付することにより助言を行う。市町村立の小・中学校で使用される教科書採択にあたり都道府県教育委員会は「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定する。採択地区は、2019（平成31）年4月現在全国で587地区あり、1地区は平均して約3.0市町村で構成されている¹⁾。

さて、これまで「特別の教科 道徳」は、小学校・中学校の教科外活動として「道徳の時間」として設定されていたが、2015（平成27）年3月に小学校・中学校の学習指導要領（改訂）が告示（学校教育法施行規則及び小・中学校の学習指導要領の一部改正）により、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の移行期間を経て、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることを目指し、2018（平成30）年4月に小学校で全面実施された。2017（平成29）年3月には小学校・中学校の学習指導要領が告示され、2020（令和2年）4月に小学校では2017（平成29）年度版学習指導要領の全面実施がなされた。全面実施

*1 大阪教育大学 教育学部

*2 日本大学 文理学部

*3 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科

（連絡先）田中真秀 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

E-mail : tanaka-m70@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

に伴い、2017年（平成29年）には全ての教科の小学校教科書が採択された。つまり、2018（平成30）年、2019（令和元）年は前の学習指導要領に基づく教科書が使用され、一方で2020（令和2）年からは新しい学習指導要領に基づいた教科書が使用される。なお、前の学習指導要領（2015年改訂版）と新学習指導要領で述べられている「特別の教科 道徳」の目標や目的、内容については、変更はみられない。「特別の教科 道徳」として、検定教科書を用いることにより小中9年間を通した授業展開が可能となり、「考え・議論する」という学習指導要領の考えに沿った授業展開が可能となることが期待されている。

通常、教科書の採択は4年の周期であり（スケジュール案では小学校教科書の次回の採択は2023年）、今回の「特別の教科 道徳」の採択は2年のスパンという意味で極めて短い期間での採択となるため、適切な選択ができたのかという点に課題が残る。

2. 研究方法

2.1 調査の対象と方法

本論では、新旧の学習指導要領と各教育委員会のHPなどを基に、「特別の教科 道徳」の教科書選定の経緯や現状の活用状況の実態を把握した。加えて、必要に応じて各教育委員会に電話で調査を行っている。なお、義務教育諸学校の教科書採択の時期は、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。現在において最新のデータを提供できる。調査方法は、各県において選定された教科書会社の比較と傾向分析である。

2.2 リサーチクエスション

本論文では2点のリサーチクエスションを示す。

1点目は、現状（採択決定が8月31日ということもあり、情報公開がされていない自治体もある）の小学校「特別の教科 道徳」における教科書採択の実態は、前回の採択した教科書出版会社を変更するの可否か。つまり、各自治体において「特別の教科 道徳」の教科書出版会社は教科導入後2年の時点で変更されたの可否か。ここでの仮説としては、教員の教材研究や長期的な教育の必要性から、2年で教科書を変更することは教員の負担が増加となるので採択教科書の出版社を変更しないのではないだろうか。

2点目は、RQ1で教科書採択の変更を行っている自治体は、道徳に関して何らかの課題や目的を抱えているの可否か。仮説としては、道徳に対する何らかの思いがあることから、教科書を変更するに至ったのではないかと。

これらのリサーチクエスションを明らかにすることで、日本全体での小学校における「道徳」の展望

を示すことができると考える。

3. 先行研究の検討

「特別の教科 道徳」は、柴原²⁾によると「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の質的向上を図るとともに、その要となる道徳科が、真にその役割を果たし、道徳教育の目標が着実に実現されるようその実質化を図ろうとするもの」である。また、とりわけ教科化が進んだ背景には、中央教育審議会答申³⁾によると、いじめ問題の対応について、道徳教育の重要性が改めて強調されたことがあることに鑑みれば、「特別の教科 道徳」の実施によって、いじめ問題の解消や未然防止への期待は大きい。2016（平成28）年3月に告示された小学校学習指導要領⁴⁾においては、道徳教育と「特別の教科 道徳」の目標が「よりよく生きるための道徳性を養う」ものであると統一がなされた。また、「特別の教科 道徳」の内容も、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善され、内容項目も追加されている。

そうした中、「特別の教科 道徳」をめぐるのは、教科化の問題点を指摘した論議から、検定教科書における教材および補助教材の活用方法や「考え・議論する道徳」にするための授業展開、評価方法などをめぐってのより具体的な授業づくり、すなわち、具体的・実践的作業のあり方へと重点を移してきている⁵⁾。小柴ら⁶⁾がA県内公立小・中学校の教員905名に行った質問紙調査によれば、現在の道徳の授業について、「十分に行われていると思うか不十分と思うか」という問いに対し、小学校も中学校も不十分と回答した教員の割合は約80%であった。その理由としては、小・中学校ともに①「忙しくて他の指導に時間を取られがちである」、②「指導の仕方が難しい」、③「道徳の時間の目標や意識が十分に理解されていない」の順であった。また、小学校・中学校初任者研修受講者を対象に実施した「道徳教育に関する意識調査」⁷⁾によれば、「『道徳の時間』の授業づくりについて、よく分からないと感じていること」として、「評価の仕方」、「教材の吟味（発問構成）」、「指導方法の工夫」、「授業の進め方（学習指導過程）」が多く挙げられていたという。

これらの先行研究から、「考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめ」⁸⁾にも示されたように、現職教員の意識調査からも道徳教育の量・質ともに改善が必要であることが示唆される。特に、「道徳を教科化するに当たって、教員免許状、教科用図書、評点による成績評価もない状態で教科化することが『特別』ということ

になる⁹⁾との指摘にあるように、いわゆるペーパーテストもなく、他教科のような観点別評価も設定されていない中であって、いかに評価を行うべきかは教員にとって切実な課題であると考えられる。

4. 教科書採択ならびに教科書出版会社変更の実態

4. 1 教科書採択の実態

教科書採択の実態について、図1をもとに地方毎の検討を行う。

北海道地方の採択地区は、23地区で構成されている。2017（平成29）年度採択時には、東京書籍（以下、東書）が4地区、教育出版（以下、教出）が8地区、光村図書（以下、光村）が7地区、日本文教出版（以下、日文）が3地区、光文書院（以下、光文）が1地区で採択されている。学校図書（以下、学図）や学研教育みらい（以下、学研）、廣済堂あかつき（以下、あかつき）はどの地区でも採択されていない。対して、2019（令和元）年度採択時には、東書が4地区、教出が4地区、光村が5地区、日文が2地区、光文が0地区で採択された。不明は7地区である。次に、2017（平成29）年度採択から2019（令和元）年度採択にかけて出版社が変更となった地区は、第18地区（光文から光村の変更）の1地区であった。

東北地方の採択地区は、52地区で構成されている（青森県8地区、岩手県9地区、宮城県6地区、秋田県9地区、山形県9地区、福島県11地区）。2017（平

成29）年度採択時には、東書が14地区、学図が1地区、教出が1地区、光村が3地区、日文が3地区、光文が10地区、学研20地区で採択されている。あかつきは東北地方のどの地区においても採択されていない。対して、2019（令和元）年度採択時には、東書が10地区、学図が1地区、教出が1地区、光村が5地区、日文が4地区、光文が5地区、学研が24地区で採択された。あかつきは2019（令和元）年度採択時においてもどの地区においても採択されていない。不明は2地区あった。2017（平成29）年度採択から2019（令和元）年度採択にかけて出版社が変更となった地区は、岩手県で3地区、秋田県で4地区、福島県で1地区であり、最も多い変更は光文からの変更である。

関東地方の採択地区は、152地区で構成されている（茨城県11地区、栃木県13地区、群馬県9地区、埼玉県25地区、千葉県15地区、東京都54地区、神奈川県25地区）。2017（平成29）年度採択時には、東書が45地区、学図が5地区、教出が10地区、光村が24地区、日文が25地区、光文が14地区、学研が27地区で採択されている。あかつきはどの地区においても採択されていない。対して、2019（令和元）年度採択時には、東書が46地区、学図が5地区、教出が7地区、光村が28地区、日文が22地区、光文が14地区、学研が25地区で採択された。あかつきは、2019（令和元）年度採択時においてもどの地区においても採択されていない。不明は4地区であった。1回目の採

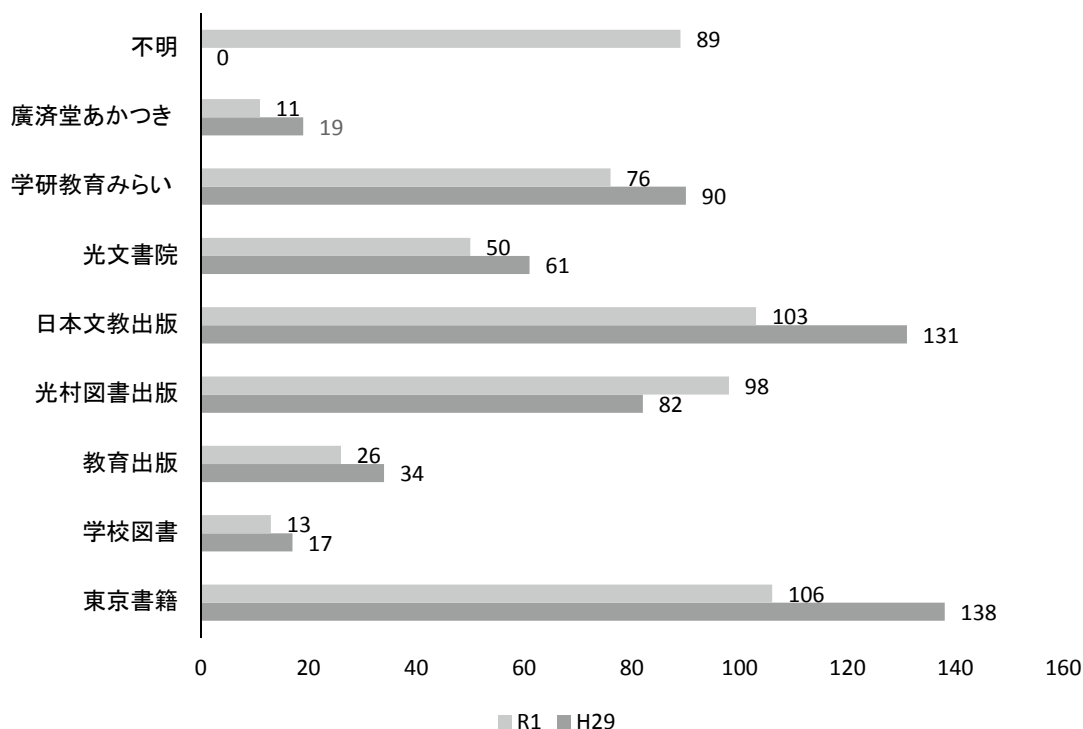


図1 2回の採択における出版社比較

表1 平成29年度と令和元年度の採択教科書の変更の実態

都道府県名	採択地区名	平成29年の採択	令和元年の採択	都道府県名	採択地区名	平成29年の採択	令和元年の採択
岩手県	盛岡北	東京書籍	学研教育みらい	大阪府	門真	東京書籍	光文書院
岩手県	一関	光文書院	日本文教出版	大阪府	東大阪	東京書籍	学研教育みらい
岩手県	大船渡	東京書籍	学研教育みらい	大阪府	松原	東京書籍	光村図書出版
秋田県	鹿角	学研教育みらい	光村図書出版	大阪府	阪南	日本文教出版	東京書籍
秋田県	横手	光文書院	学研教育みらい	兵庫県	神戸	廣あかつき	光村図書出版
秋田県	西村山	学研教育みらい	光村図書出版	兵庫県	高砂	廣あかつき	東京書籍
秋田県	北村山	光文書院	学研教育みらい	和歌山県	和歌山	学研教育みらい	日本文教出版
福島県	福島	光文書院	学研教育みらい	和歌山県	東牟婁	光村図書出版	日本文教出版
福島県	川俣・伊達・安達	光文書院	学研教育みらい	広島県	広島	学校図書	光村図書出版
茨城県	第1	学研教育みらい	東京書籍	広島県	福山	日本文教出版	学研教育みらい
茨城県	第3	光村図書出版	光文書院	広島県	東広島	学研教育みらい	東京書籍
群馬県	西毛第2	日本文教出版	光文書院	岡山県	旭東地区	学校図書	日本文教出版
群馬県	東毛第1	日本文教出版	学研教育みらい	山口県	長門地区	廣あかつき	日本文教出版
群馬県	東毛第3	日本文教出版	光文書院	島根県	出雲	光文書院	東京書籍
埼玉県	第17	教育出版	東京書籍	島根県	益田	東京書籍	学研教育みらい
千葉県	千葉市	東京書籍	日本文教出版	鳥取県	西部地区	東京書籍	光村図書出版
千葉県	夷隅	学研教育みらい	光文書院	香川県	さぬき・東かがわ	東京書籍	光村図書出版
東京都	千代田	光文書院	学校図書	香川県	善通寺	東京書籍	教育出版
東京都	文京	東京書籍	光村図書出版	徳島県	美馬採択地区	学研教育みらい	光村図書出版
東京都	台東	東京書籍	学校図書	福岡県	古賀市・糟屋郡	教育出版	光文書院
東京都	墨田	学校図書	日本文教出版	福岡県	久留米市	学研教育みらい	教育出版
東京都	大田	東京書籍	学校図書	福岡県	八女・筑後	光文書院	東京書籍
東京都	渋谷	東京書籍	光村図書出版	福岡県	福岡	学研教育みらい	光文書院
東京都	昭島	光文書院	東京書籍	長崎県	佐世保	光文書院	東京書籍
東京都	小平	光村図書出版	東京書籍	大分県	中津地区	光文書院	光村図書出版
東京都	日野	光文書院	東京書籍	大分県	宇佐・高田地区	光文書院	光村図書出版
東京都	西東京	学研教育みらい	光村図書出版	大分県	津久見地区	学研教育みらい	光文書院
東京都	福生	光村図書出版	東京書籍	宮崎県	児湯	日本文教出版	学校図書
東京都	東大和	学校図書	光村図書出版	鹿児島県	南薩	学校図書	光村図書出版
東京都	武蔵村山	教育出版	光村図書出版	鹿児島県	始良・伊佐	学研教育みらい	日本文教出版
神奈川県	綾瀬	学研教育みらい	光文書院				
神奈川県	平塚	日本文教出版	光村図書出版				
新潟県	第一	学研教育みらい	教育出版				
新潟県	第四	教育出版	光村図書出版				
新潟県	第六	学校図書	教育出版				
新潟県	第十二	教育出版	光文書院				
富山県	砺波	東京書籍	光文書院				
長野県	諏訪	東京書籍	光村図書出版				
長野県	更埴	学校図書	光村図書出版				
長野県	須高	光村図書出版	東京書籍				
岐阜県	美濃	東京書籍	光村図書出版				
岐阜県	加茂	光村図書出版	日本文教出版				
静岡県	田方	学校図書	日本文教出版				
静岡県	磐田周智	廣あかつき	光村図書出版				
静岡県	浜松	教育出版	学校図書				
愛知県	海部	日本文教出版	教育出版				
愛知県	知多	東京書籍	教育出版				
愛知県	新城・設楽	日本文教出版	光村図書出版				
愛知県	東三河	学研教育みらい	光村図書出版				
愛知県	名古屋	教育出版	光村図書出版				
大阪府	箕面	日本文教出版	光村図書出版				
大阪府	摂津	光文書院	光村図書出版				
大阪府	三島郡	光文書院	光村図書出版				

採から2回目の採択において採択数が減ったのは、教出、日文、学研であるのに対して、採択数を増やしたのは、東書、光村であった。2017（平成29）年度採択から2019（令和元）年度採択にかけて出版社が変更になった地区は、茨城県で2地区、群馬県で3地区、埼玉県で1地区、千葉県で2地区、東京都で13地区、神奈川県で2地区であった。最も多いのは、東書からの変更であり、次いで日文、学研（4地区）、光村と光文（3地区）、学図と教出（3地区）からの変更である。

中部地方の採択地区は、152地区で構成されている（新潟県12地区、富山県8地区、石川県9地区、福井県5地区、山梨県6地区、長野県12地区、岐阜県7地区、静岡県11地区、愛知県9地区）。2017（平成29）年度採択時には、東書が13地区、学図が7地区、教出が8地区、光村が21地区、日文が9地区、光文が5地区、学研が13地区、あかつきが3地区採択されている。対して、2019（令和元）年度採択時には、東書が4地区、学図が5地区、教出が7地区、光村が25地区、日文が5地区、光文が6地区、学研が9地区、あかつきが2地区採択された。不明は16地区であった。1回目の採択から2回目の採択において採択数が減ったのは、東書、学図、教出、日文、学研、あかつきであるのに対して、採択数を増やしたのは、光村、光文であった。2017（平成29）年度採択から2019（令和元）年度採択にかけて出版社が変更になった地区は、新潟県4地区、富山県1地区、長野県3地区、岐阜県2地区、静岡県2地区、愛知県5地区であった。

近畿地方の採択地区は、88地区で構成されている（京都府6地区、大阪府38地区、滋賀県6地区、兵庫県20地区、奈良県18地区、和歌山県8地区。なお、三重県は両方とも不明であったことから分析からは外している）。2017（平成29）年度採択時には、東書が18地区、学図が1地区、教出が1地区、光村が16地区、日文が37地区、光文が4地区、学研が11地区、あかつきが8地区採択されている。対して、2019（令和元）年度採択時には、東書が13地区、学図が1地区、教出が1地区、光村が16地区、日文が26地区、光文が3地区、学研が5地区、あかつきが3地区採択された。不明は28地区であった。2017（平成29）年度採択から2019（令和元）年度採択にかけて出版社が変更になった地区は、大阪府で7地区、兵庫県で2地区、和歌山県で2地区であった。

四国・中国地方の採択地区は、93地区で構成されている（岡山県8地区、広島県19地区、山口県15地区、鳥取県3地区、島根県5地区、愛媛県16地区、香川県8地区、高知県8地区、徳島県11地区）。2017（平成29）年度採択時には、東書が30地区、学図が2地区、

教出が2地区、光村が7地区、日文が25地区、光文が8地区、学研が12地区、あかつきが7地区採択されている。対して、2019（令和元）年度採択時には、東書が20地区、教出が3地区、光村が12地区、日文が23地区、光文が6地区、学研が11地区、あかつきが6地区採択された。不明は12地区、学図は採択されていない。2017（平成29）年度採択から2019（令和元）年度採択にかけて出版社が変更になった地区は、広島県で3地区、岡山県1地区、山口県2地区、島根県2地区、鳥取県1地区、香川県2地区、徳島県1地区であった。

九州地方の採択地区は、79地区で構成されている（沖縄県7地区、宮崎県6地区、熊本県11地区、佐賀県5地区、鹿児島県10地区、大分県12地区、長崎県12地区、福岡県12地区）。2017（平成29）年度採択時には、東書が14地区、学図が1地区、教出が4地区、光村が4地区、日文が29地区、光文が19地区、学研が7地区、あかつきが1地区採択されている。対して、2019（令和元）年度採択時には、東書が9地区、学図が1地区、教出が3地区、光村が7地区、日文が21地区、光文が16地区、学研が2地区採択された。不明は12地区、学図は採択されていない。2017（平成29）年度採択から2019（令和元）年度採択にかけて出版社が変更になった地区は、福岡4地区、長崎1地区、大分県3地区、宮崎県1地区、鹿児島県2地区であった。

このように、日本全体で鑑みると全ての自治体ではないが、採択する教科書の出版会社を変更する自治体が存在した。

4. 2 教科書出版会社を変更した自治体の実態

それでは、教科書を変更した自治体はどのような意図があったのであろうか。ここでは、各自治体が公にしている教科書選定の理由や教科書採択に関わる教育委員会議事録をもとに検証を行う。

例えば、広島市では2017（平成29）年に学校図書を選定した理由は、「別冊に本冊の教材に対応した発問や学習活動例、補足資料を示していることは、教師が問題解決的な学習を取り入れる手がかりや、児童が主体的に学習に取り組み、自己の生き方を広げたり深めたる手がかりになる」ことから、広島市での「議論する道徳」の取組に対応できるとしている。しかし、2019（令和元）年度には、2つから5つの発問を示し、めあてを太字に記す、役割演技を取り入れ、「いじめ問題について直接的に扱う教材とコラムを合わせたユニット」を設けている光村図書を広島市の課題である「当事者として、道徳的な課題に主体的に対処することのできる実行性のある力の育成に対応」するとして採択した。

東広島市では、2017（平成29）年度は、教材文の後に2つ程度の発問、記述欄が少ないので「道徳的価値について考える時間が確保しやすい」、多様な指導過程の展開が可能といった構成、議論させたい内容が一目でわかる、挿絵や写真が美しいといった見た目、他教科との関連が示されている点から学研教育みらいを採択した。しかし、2019（令和元）年度には、いじめ問題や情報モラルなど時代に合わせたテーマ、ユニット式の教材、コミュニケーション活動を通じた人間関係の構築、「冒頭に問題の焦点化を図る」ポイント、「ポートフォリオ評価に活用できる切り取り式シート」の点から東京書籍を採択した。

福山市では、2017（平成29）年度は、教材の横に色別の4つの視点のマーク、「学習の手引き」による劇や体を動かす活動、いじめ問題は複数の教材、別冊の「道徳ノート」による記載欄の設定の観点から日本文教出版を採択した。しかし、2019（令和元）年には発問に「考えよう」「ふかめよう」を記載、体験的な学習を取り入れた教材に「やってみよう」、いじめ問題をいじめ題材と取り扱った「直接的教材」と「間接的教材」を選定、巻頭に「詩」を掲載、「自分のこと」について記載する欄の設置の観点から学研教育みらいを採択した。

益田採択地区では、2017（平成29）年度は「学校生活をベースに絵で見える工夫」「文字の大きさ」「挿絵のバランス」といったデザイン、「発達段階に配慮」されている点、他教科との関連を図る工夫、いじめ問題の明確な位置づけ、深い学びにつながる指導の観点から東京書籍を採択した。しかし、2019（令和元）年度は「いのち」を重要テーマとし、「生命の尊さ」や「生き方」について深める工夫、「教科書の冒頭で内容項目を記載しないことで、特定の価値を押し付けない」工夫、文字が大きい、児童生徒の関心と学習内容のイメージがつきやすい、教材は見開きといった配置構成の点から学研教育みらいが採択された。

福岡市では、2017（平成29）年度は道徳と他教科との関連による系統的・発展的指導ができるような配慮、話し合うことの意義や小集団で取り組める工夫、異文化理解の促進、教材の葛藤場面がわかりやすい、福岡スタンダード「あいさつ・掃除・自立・立志」やいじめ問題への対応が発達段階に合わせて可能等の観点から学研教育みらいが採択された。一方、2019（令和元）年度は、心の矢印に議論がされながらも、多面的・多角的に考える点、発問に幅がある、児童の伸びがわかるものがよい等の議論の結果、光文書院が採択された。

熊谷市では、2017（平成29）年7月25日に実施された臨時教育委員会会議録¹⁰によると、選定委員から8社あるうち東京書籍と教育出版の2社が詳細に報告された。教育出版は「内容項目ごとに導入が配置、主題への関心を高める工夫」「学習のねらいを明確に把握」「問題解決的な学習ができる発問」いじめ問題への取組がなされ、熊谷市が取り組んでいる「道徳の見える化」には「学びの手引きがすべての教材に示される」ことで可能であるとしている。一方、東京書籍では4つのステップが学習指導要領の示す道徳の目標に合致している点、いじめの問題について直接的教材と間接的教材の2つをユニット化している点、台本形式で葛藤場面について考える教材により熊谷市の「道徳の見える化」につながっているとした。「道徳の見える化」について教育出版がよくまとまっている、いじめ防止についてわかりやすい点から教育出版が採択された。

一方、2020（令和2）年度から使用する東京書籍については「活動型の教材や問題解決的な教材、いじめ問題を考える教材等」を取り入れている。『考え、議論する道徳』の授業を自然に組み立てられるように教材の内容が工夫されている」ことを採択理由に挙げている。

2019（令和元）年7月24日に実施された臨時教育委員会会議録¹¹によると、選定委員会では8社のうち東京書籍と教育出版の2社が推薦された。東京書籍は「全体として児童がより良く生きようとする心を育てる学習活動として様々な工夫」がみられ、「活動型の教材や問題解決的な学習、いじめ問題を考える教材」により、「考え、議論する道徳」が可能、いじめを深く考える工夫、熊谷ラグビー・オリパラプロジェクトの関連で「つながる 広がる」のページの中で各教科との関連、振り返りのページによる「見える化」がポイントであると示された。一方、教育出版は「考え議論する道徳」の授業を実現する工夫、1時間の学習の流れキャラクターの吹き出しで表現、いじめを直接的、間接的な教材を取り上げる、教科学習や学校行事との関連が図りやすい教材の配列、発問やまとめの工夫について示された。選定委員は熊谷の子どもにとってよいのは活動型教材、いじめ問題を考える教材等を取入れる「東京書籍」であるとし、道徳の見える化についても「学習の記録・学習の振り返り・学習のまとめ」では「教材ごとや長期休業前、1年間の学習を振り返るページ」があることや他教科や特別活動とつながる発問の点で「東京書籍」を採択した。

このように、2017（平成29）年度採択と2019（令和元）年採択の2年間の間に教科書の採択会社を変

更している自治体があり、自治体の道徳への課題の対応に重きが置かれている。

5. まとめ

上記の結果から、リサーチクエスションに対する回答は以下ようになる。

1点目の2回の教科書採択において出版社を変更する自治体があるのか否かという点については、採択教科書を変更している自治体があることが明らかになった。

2点目は、RQ1で教科書採択の変更を行っている自治体は、道徳の指導について何らかの課題や目的を抱えているのか否かについては、「特別の教科 道徳」において何を重視しているのかによって出版社の変更を行っていたことが明らかになった。特に、教科書出版社独自の評価シートや発問、見やすさ等が重視され、他教科とのつながりが意識されている出版会社を選択するといったこともあった。

最後に、残された課題として、教科書採択に際し頻繁に出版会社の変更が行われると現場の教員の負担につながるのではないかという点については、教科書の採択を決定する教育委員会と現場教員の実践の間にズレが生じている可能性もある。実際に、教科書選定にあたって、使いやすさや見やすさ等が重視されているが、現場の教員にとっては継続して同じ教科書を使用することで、教材研究に深さが増す可能性もある。この点については、今後は教師の認識から検証を行う必要がある。

また、全ての自治体で同じような情報公開は行われておらず、採択時の経緯を議事録として公開している自治体もあれば、採択結果の一覧のみの公表など自治体によって多様であった。なかには、教科書採択についての公表が行われていない自治体も存在した。この点については、採択権をもつ自治体の責任と都道府県教育委員会との位置づけ、教科書への自治体の責任問題につながるといえよう。

文 献

- 1) 文部科学省初等中等教育局：道府県別採択地区数及び教科書センター数。文部科学省。教育制度の概要。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/icsFiles/afieldfile/2019/07/01/1235091001.pdf, 2019. (2019.9.12確認)
- 2) 柴原弘志：これからの道徳教育・「特別の教科 道徳」に求められていること。中学校教育フォーラム平成30年度春号, (49), 49, 2018.
- 3) 文部科学省中央教育審議会：道徳に係る教育課程の改善等について。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf, 2014. (2019.9.9確認)
- 4) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成28年3月告示）。東京書籍、東京、2016.
- 5) 村末勇介：「特別の教科 道徳」の教科書教材と授業展開に関する一考察—小学校「生命の尊さ」項目の教科書教材分析を手がかりに—。琉球大学高度教職実践専攻（教職大学院）紀要, 3, 135-146, 2019.
- 6) 小柴孝子, 武田明典, 村瀬公胤：道徳の教科化にむけての小・中学校教員のニーズ調査。神田外語大学紀要, 29, 507-529, 2017.
- 7) やまぐち総合教育支援センター：道徳教育の充実に関する研究—「考え、議論する道徳」の授業づくりを中心に—。研究紀要, 157(1), 1-48, 2018.
- 8) 考える道徳への転換に向けたワーキンググループ：考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめ。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/078/sonota/_icsFiles/afieldfile/2016/09/12/1377079_1.pdf, 2016. (2019.9.9確認)
- 9) 白尾裕志：「特別の教科 道徳」の実践的課題についての検討—一定番教材「手品師」分析を中心に—。琉球大学高度教職実践専攻（教職大学院）紀要, 2, 79-91, 2018.
- 10) 熊谷市：平成29年7月臨時教育委員会の会議録。
<https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kyoiku/kyoikkaigi/kaigiroku/H29kaigiroku/20170725kaigiroku.html>, 2017. (2019.9.9確認)
- 11) 熊谷市：令和元年7月臨時教育委員会の会議録。
<https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kyoiku/kyoikkaigi/kaigiroku/R1kaigiroku/R0107rinnjikaigiroku.html>, 2019. (2019.9.9確認)

(令和2年1月20日受理)

Comparison of Trends in the Adoption of Textbooks for “Special Subject Morality” at Elementary Schools: Paying Attention to the Change of the Adopted Textbook That Can Be Seen from the Textbook Adoption Second

Maho TANAKA, Kunitomo SAKUMA and Hitomi FUJII

(Accepted Jan. 20, 2020)

Key words : “Special Subject Morality”, comparison of trends in the adoption of textbooks, change of the adopted textbook

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the actual conditions and trends in the selection of textbooks by local governments in the “special subject morality” that have been implemented in elementary schools from 2018. Through these verifications, this paper indicates future’s possibility in the selection of textbooks of “special subject morality”. Investigation methods are comparison and trend analysis of a textbook selection company in each prefecture. And then, we present two research questions. The first question is whether or not to change the textbook publication company which was adopted last time in the selection of textbooks in “special subject morality”. The second question is whether the local government which is changing the textbook adoption clarified in RQ1 has any problem or purpose on the guidance of the morality. As a hypothesis, we thought that each local government changed the textbook because there was some expectation to morality. As a result, in RQ1, some local governments changed the textbook publication company. Then, in RQ2, it was clarified that each local government carried out the change of the textbook for problems in “morality”, guidance to be carried out intensively, and other reasons.

Correspondence to : Maho TANAKA

Department of Education
Course for School Teachers Faculty of Education
Osaka Kyoiku University
Kashiwara, 582-8582, Japan
E-mail : tanaka-m70@cc.osaka-kyoiku.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.29, No.2, 2020 415 – 422)